

2 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 被爆者に対する援護の拡充強化
- 2 被爆地域外で黒い雨等に遭った者の救済
- 3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用
- 4 在外被爆者の実態に即した援護の充実
- 5 被爆建物等の保存に対する支援強化

(要 旨)

1 被爆者に対する援護の拡充強化

原子爆弾被爆者に対する援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策が実施されておりますが、被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、被爆から80年以上が経過した今日においても社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。

また、被爆者の高齢化が一段と進み、平均年齢は86歳を超え、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加しており、特に原子爆弾小頭症患者は、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっています。

こうした被爆者に対する介護施策の拡充強化や原子爆弾小頭症患者が生涯にわたり安心した生活を営むための実態に即した支援の推進など、被爆者に寄り添った援護の早期の充実が望まれています。

つきましては、国の責任において、財源措置も含め、被爆者及び遺家族の実態に即した対策をより一層充実強化していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 被爆地域外で黒い雨等に遭った者の救済

被爆地域外で黒い雨等に遭った住民の一部から提訴された被爆者健康手帳の交付を求める集団訴訟(「黒い雨」訴訟)について、令和2年7月に、原告の方々の請求を全面的に容認する旨の第一審判決がありました。

その後、令和3年7月の「黒い雨」訴訟の第二審判決後に、国において、被爆者の立場に立った政治判断が行われ、『原告』と同じような事情にあったと認められる者に対して、認定し救済できるよう検討する」との方針に基づき、令和4年4月から新たな基準により黒い雨体験者を個々に認定していく制度が開始されています。しかし、この基準では、11種類の障害を伴う疾病に罹患していることが要件とされています。本市としては、疾病は、健康管理手当の支給要件であり、手帳の交付要件から切り離すべきであると考えています。

つきましては、基準から疾病要件を外すことにより、黒い雨体験者をより幅広く救済していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成25年12月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところですが、その後の訴訟において、行政認定と異なる司法判断もあったことから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨やこれまでの判決等を「総合的判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行っていただくよう、お願いいたします。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

4 在外被爆者の実態に即した援護の充実

(1) 在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成28年1月からの「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできました。

また、平成31年4月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となるなど、限定的ではありますが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところです。

しかしながら、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住しており、さらには、在外被爆者の高齢化に伴って、入院や施設入所等により、遠方の在外公館等へ出向いて手続を行うことが困難となっている事例も増えてきていることから、引き続き、このような実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行っていただくなど、格別の御配慮をお願いいたします。

(2) 在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図っていただくとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行っていただくとともに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において支援を行うなど、より積極的な役割を果たしていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

5 被爆建物等の保存に対する支援強化

被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を伝えていくことが困難な時期に差し掛かっており、原爆の惨禍を次世代に伝えるための事業の充実が望まれています。

こうした中、被爆の実相を伝える「もの言わぬ証人」として、これまで以上に重要な役割を担うこととなる被爆建物・被爆樹木について、国においては、平成28年度から被爆建物の保存に対する補助制度を創設され、平成31年度からは被爆樹木の保存に対する補助制度を創設されたところです。

しかしながら、失われてしまうと二度と取り戻すことのできない貴重な財産である被爆建物は刻々と劣化が進んでおり、また、大規模な被爆建物については保存工事の費用の確保が大きな課題となっています。被爆者がいなくなる時代が近づく中、被爆建物が果たす役割は今後ますます増大していくと考えています。

つきましては、被爆建物の保存に対する補助内容を拡充していただくとともに、被爆樹木の保存に対して引き続き充実した支援をいただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 被爆者数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	ピーク時
本 市	50,384	47,632	44,836	42,191	39,590	39,374	37,818	35,730	33,232	114,542 (昭和51年)
全 国	154,859	145,844	136,682	127,755	118,935	113,649	106,825	99,130	91,105	372,264 (昭和56年)

※ 各年3月31日現在

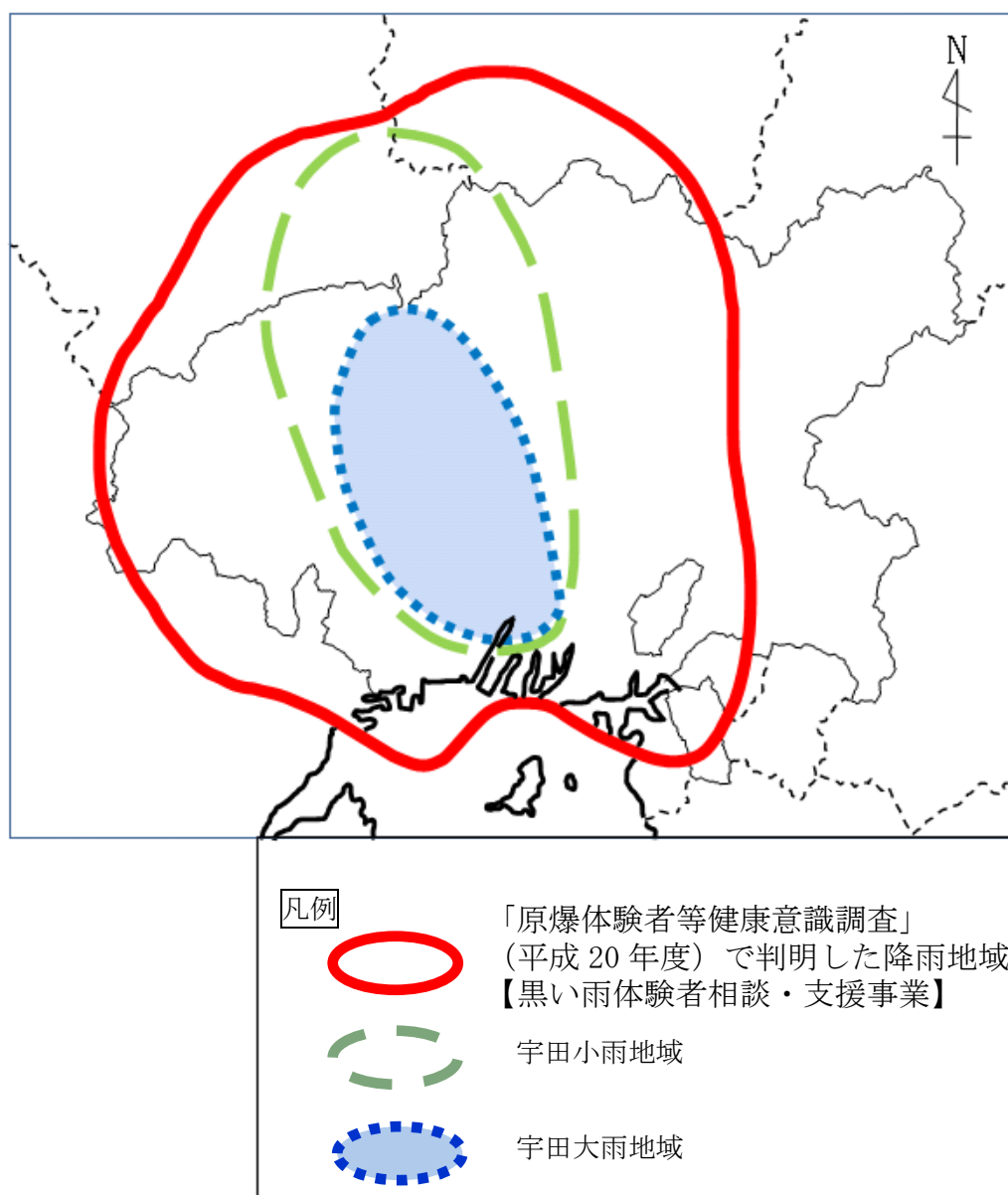
2 原子爆弾小頭症患者の現状

(単位：人)

区 分	広島市	広島県	長崎県	長崎市	北海道	神奈川県	大阪府	山口県	合計
人 数	5	1	1	0	1	1	1	1	11

※ 令和8年3月31日現在

3 黒い雨降雨地域図



4 原爆症認定被爆者数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	ピーク時
本 市	4,061	3,950	3,862	3,784	3,616	3,428	3,278	3,096	2,936	4,107 (平成29年)
全 国	9,908	9,676	9,444	9,196	8,675	8,234	7,698	7,218	7,131	10,133 (平成27, 28年)

※ 各年3月31日現在

※ 医療特別手当及び特別手当受給者数の合計である。

5 在外被爆者への法律に基づく援護の実施状況

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被爆者健康手帳等の 処理件数	認 定	4 件	3 件	4 件	5 件
	却下等	4 件	4 件	6 件	3 件
	計	8 件	7 件	10 件	8 件
各種手当の申請件数	健康管理手当	10 件	5 件	6 件	5 件
	保健手当ほか	5 件	19 件	13 件	12 件
	計	15 件	24 件	19 件	17 件

6 被爆建物の状況について

被爆建物 86 件		公共所有 22 件		民間所有 64 件	
非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造
30 件	56 件	21 件	1 件	9 件	55 件

※ 公共所有 22 件のうち、市所有 15 件、国所有（広島大学を含む）5 件、県所有 2 件

※ 令和 8 年 4 月 1 日現在

7 被爆樹木の樹勢の状況について

所有者	良	やや不良	不良	著しく不良	枯死寸前	未調査	計
市	10 本	35 本	34 本	3 本	—	—	82 本
国・県	1 本	8 本	6 本	2 本	1 本	—	18 本
民 間	9 本	32 本	15 本	3 本	—	—	59 本
計	20 本 (12.6%)	75 本 (47.2%)	55 本 (34.6%)	8 本 (5.0%)	1 本 (0.6%)	0 本 (0.0%)	159 本 (100%)

※ 令和 8 年 4 月 1 日現在